

# 古河市立地適正化計画による 届出制度の手引き

1. 古河市立地適正化計画による届出制度 .....	1
(1) 届出制度の概要 .....	1
(2) 届出の流れ.....	1
2. 都市機能誘導区域外における事前届出 .....	2
(1) 届出の対象となる行為 .....	2
(2) 届出の対象施設（誘導施設） .....	2
(3) 届出の時期.....	3
(4) 届出に必要な書類等 .....	3
(5) 届出を要しない行為 .....	3
3. 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止届出.....	3
(1) 届出の対象となる行為 .....	3
(2) 届出の対象施設（誘導施設） .....	4
(3) 届出の時期.....	4
(4) 届出に必要な書類等 .....	4
4. 居住誘導区域外における事前届出 .....	5
(1) 届出の対象となる行為 .....	5
(2) 届出の時期.....	5
(3) 届出に必要な書類等 .....	5
(4) 届出を要しない行為 .....	5
5. 都市機能誘導及び居住誘導区域 区域図 .....	6
(1) 都市機能誘導区域及び居住誘導区域 区域図.....	6
(2) 都市機能誘導区域 拡大図.....	6
6. 届出書様式 .....	8

# 1. 古河市立地適正化計画による届出制度

## (1) 届出制度の概要

- 立地適正化計画による届出制度は、居住誘導区域以外における開発行為等の動きや都市機能誘導区域以外における誘導施設の立地動向を把握し、持続可能なまちづくりを目指すために、都市再生特別措置法の改正により創設されました。
- 都市再生特別措置法第 88 条第 1 項、同法第 108 条の規程に基づき、**居住誘導区域外、または都市機能誘導区域外での開発行為・建築等行為、都市機能誘導区域内での施設の休止・廃止について、届出が必要**です。
- また、届出をした者に対して、市町村は、開発規模の縮小や居住誘導区域、または都市機能誘導区域への立地を促すなどの勧告を行うことができます（都市再生特別措置法第 88 条第 3 項、同法第 108 条第 3 項）。

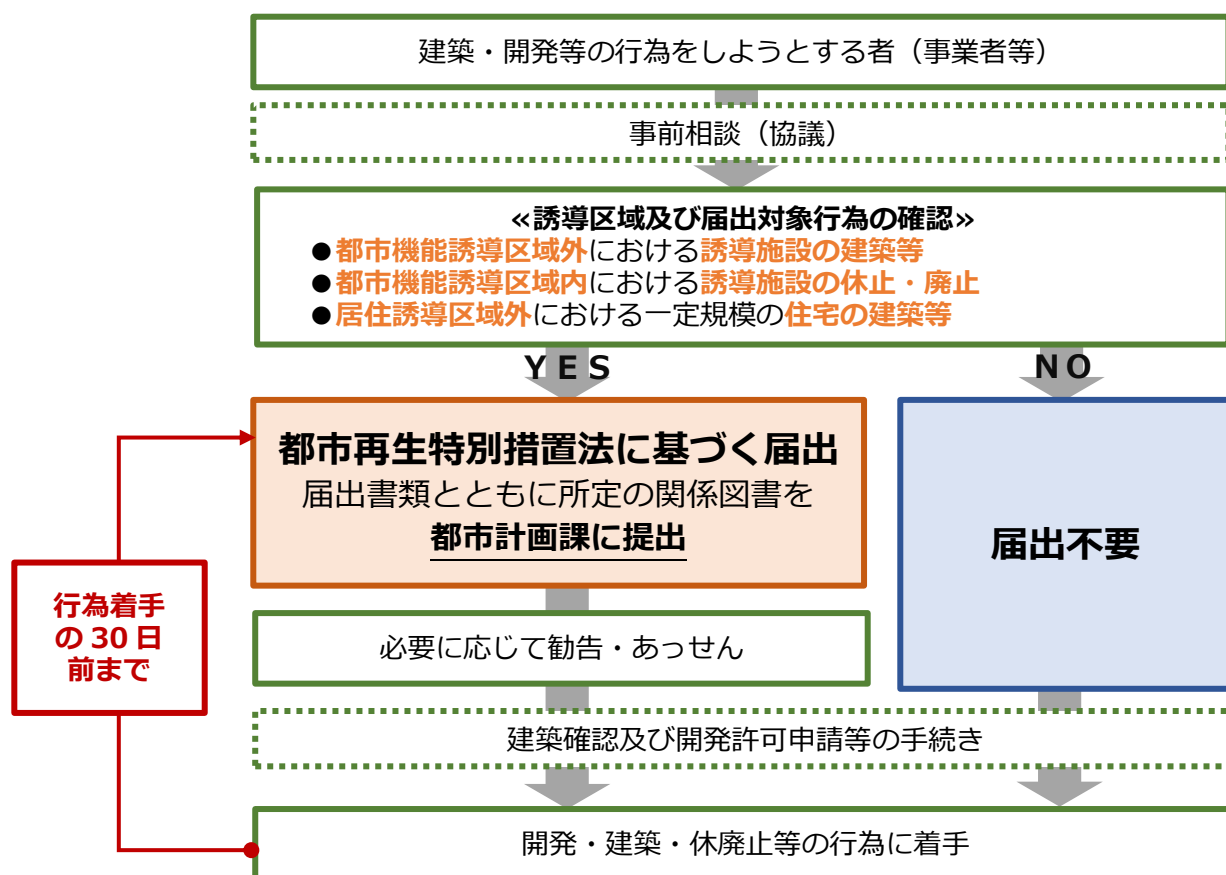
- 「古河市立地適正化計画」の公表に伴い、2019 年 7 月 1 日以降に工事着手する場合は、

**着手の 30 日前までに届出が必要になります**

- 宅地建物取引業法における重要事項説明の対象になります。

## (2) 届出の流れ

- 建築・開発等の行為をしようとする者は、届出対象の行為について行為に着手する 30 日前までに、以下の流れに基づき、届出書類とともに所定の関係図書を都市計画課に提出してください。
- 届出にあたっては、届出の対象などについて事前相談（協議）を行い、都市再生特別措置法の規定に基づく届出の必要性和必要書類の確認を行います。



## 2. 都市機能誘導区域外における事前届出

○都市再生特別措置法 第108条第1項の規定に基づき、都市機能誘導区域外での開発行為・建築等行為について、市長への届出を行う必要があります。

### (1) 届出の対象となる行為

○届出の対象となる行為は以下のとおりです。

開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合</li> </ul>
建築等行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合</li> <li>建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合</li> <li>建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合</li> </ul>

### (2) 届出の対象施設（誘導施設）

○都市機能誘導区域は、古河駅周辺、古河駅東部、諸川周辺の3区域を設定しています。各区域の外において届出の対象とする誘導施設は以下のとおりです。

#### ①古河駅周辺都市機能誘導区域、古河駅東部都市機能誘導区域の外において届出対象となる誘導施設

誘導施設	根拠法・対象施設
ショッピングセンター (大規模小売店舗)	大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗面積(以下「店舗面積」)が10,000㎡を超える商業施設
病院	医療法第1条の5第1項に規定する病院のうち、診療科目に内科、外科、小児科のいずれかを含むもの
博物館・美術館	博物館法第2条第1項に定める博物館、博物館法第29条に定める博物館相当施設
図書館	図書館法第2条に定める図書館
スポーツ施設	一般の利用に供する目的で地方公共団体、独立行政法人、または民間が設置した体育館、水泳プール、運動場等のスポーツ施設
専門学校	学校教育法第124条に定める専修学校のうち、専門課程を置く教育機関

#### ②すべての都市機能誘導区域(3区域)の外において届出対象となる誘導施設

誘導施設	根拠法・対象施設
市役所	市役所や窓口機能のある派出所等、地方自治法第4条第1項に規定する事務所
食品スーパー	店舗面積が1,000㎡を超え、住民の日常生活に必要な食料品や日用品を販売する店舗
診療所	医療法第1条の5第2項に規定する診療所のうち、診療科目に内科、外科、小児科のいずれかを含むもの
銀行	銀行法第2条第1項に定める銀行、信用金庫法第4条、労働金庫法第6条に定める信用金庫
郵便局	日本郵便株式会社法第2条第4項に定める郵便局
地域交流施設	地方公共団体が、地域住民の相互交流や生涯学習の推進、社会福祉の増進等を図る拠点として設置した地域交流センター

### (3) 届出の時期

○届出対象となる**開発行為等に着手する 30 日前まで**に、都市計画課へ届出を行ってください。

### (4) 届出に必要な書類等

○届出は、届出書（様式）に添付図書を添えて**1部提出**してください。届出書の様式及び添付図書は、都市再生特別措置法施行規則により、以下のとおり定められています。

届出の対象となる行為	届出書（様式）	添付図書
誘導施設の 開発行為	様式 1	<ul style="list-style-type: none"><li>・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面</li><li>・設計図</li><li>・その他参考となる事項を記載した図書</li></ul>
誘導施設の 建築等行為	様式 2	<ul style="list-style-type: none"><li>・敷地内における住宅等の位置を表示する図面</li><li>・建築物の2面以上の立面図及び各階平面図</li><li>・その他参考となる事項を記載した図書</li></ul>

※行為の計画に変更があった場合は変更の届出（様式3）を提出してください。

### (5) 届出を要しない行為

○都市再生特別措置法の規定により、以下の行為については、届出の必要はありません。

- ①誘導施設を有する建築物で仮設のもの新築の用に供する目的で行う開発行為
- ②誘導施設を有する建築物で仮設のもの新築
- ③建築物を改築し、またはその用途を変更して誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
- ④非常災害のため応急措置として行う行為
- ⑤都市計画事業の施行として行う行為、またはこれに準ずる行為として政令で定める行為

## 3. 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止届出

○都市再生特別措置法 第108条の2第1項の規定に基づき、都市機能誘導区域内において、古河市立地適正化計画に掲げる誘導施設について、休止し、または廃止しようとする場合は、市長への届出を行う必要があります。

### (1) 届出の対象となる行為

○届出の対象となる行為は以下のとおりです。

誘導施設	・誘導施設を有する建築物の休止し、または廃止しようとする場合
------	--------------------------------

## (2) 届出の対象施設（誘導施設）

○都市機能誘導区域は、**古河駅周辺**、**古河駅東部**、**諸川周辺**の3区域を設定しています。各区域の内において届出の対象とする誘導施設は以下のとおりです。

### ①古河駅周辺都市機能誘導区域、古河駅東部都市機能誘導区域の内において届出対象となる誘導施設

誘導施設	根拠法・対象施設
市役所	市役所や窓口機能のある派出所等、地方自治法第4条第1項に規定する事務所
ショッピングセンター (大規模小売店舗)	大規模小売店舗立地法第2条第1項に規定する店舗面積(以下「店舗面積」)が10,000㎡を超える商業施設
食品スーパー	店舗面積が1,000㎡を超え、住民の日常生活に必要な食料品や日用品を販売する店舗
病院	医療法第1条の5第1項に規定する病院のうち、診療科目に内科、外科、小児科のいずれかを含むもの
診療所	医療法第1条の5第2項に規定する診療所のうち、診療科目に内科、外科、小児科のいずれかを含むもの
銀行	銀行法第2条第1項に定める銀行、信用金庫法第4条、労働金庫法第6条に定める信用金庫
郵便局	日本郵便株式会社法第2条第4項に定める郵便局
地域交流施設	地方公共団体が、地域住民の相互交流や生涯学習の推進、社会福祉の増進等を図る拠点として設置した地域交流センター
博物館・美術館	博物館法第2条第1項に定める博物館、博物館法第29条に定める博物館相当施設
図書館	図書館法第2条に定める図書館
スポーツ施設	一般の利用に供する目的で地方公共団体、独立行政法人、または民間が設置した体育館、水泳プール、運動場等のスポーツ施設
専門学校	学校教育法第124条に定める専修学校のうち、専門課程を置く教育機関

### ②諸川周辺都市機能誘導区域の内において届出対象となる誘導施設

誘導施設	根拠法・対象施設
市役所	市役所や窓口機能のある派出所等、地方自治法第4条第1項に規定する事務所
食品スーパー	店舗面積が1,000㎡を超え、住民の日常生活に必要な食料品や日用品を販売する店舗
診療所	医療法第1条の5第2項に規定する診療所のうち、診療科目に内科、外科、小児科のいずれかを含むもの
銀行	銀行法第2条第1項に定める銀行、信用金庫法第4条、労働金庫法第6条に定める信用金庫
郵便局	日本郵便株式会社法第2条第4項に定める郵便局
地域交流施設	地方公共団体が、地域住民の相互交流や生涯学習の推進、社会福祉の増進等を図る拠点として設置した地域交流センター

## (3) 届出の時期

○誘導施設を**休止**し、または**廃止**しようとする日の**30日前まで**に、都市計画課へ届出を行ってください。

## (4) 届出に必要な書類等

○届出は、以下の届出書(様式)を**1部提出**してください。






届出の対象となる行為	届出書様式	添付図書
誘導施設を休止し、または廃止	様式4	原則不要

## 4. 居住誘導区域外における事前届出

○都市再生特別措置法 第 88 条第 1 項の規定に基づき、居住誘導区域外での開発行為・建築等行為について、市長への届出を行う必要があります。

### (1) 届出の対象となる行為

○届出の対象となる行為は以下のとおりです。

<b>開発行為</b>	<p>① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為</p> <p>② 1戸、または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1000㎡以上のもの</p>	<p>①の例示 3戸の開発行為  届</p> <p>②の例示 1,300㎡ 1戸の開発行為  届</p> <p>800㎡ 2戸の開発行為  不要</p>
<b>建築等行為</b>	<p>① 3戸以上の住宅を建築しようとする場合</p> <p>② 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して住宅等(①)とする場合</p>	<p>①の例示 3戸の建築行為  届</p> <p>1戸の建築行為  不要</p>

### (2) 届出の時期

○届出対象となる**開発行為等に着手する 30 日前まで**に、都市計画課へ届出を行ってください。

### (3) 届出に必要な書類等

○届出は、届出書(様式)に添付図書を添えて**1部提出**してください。届出書の様式及び添付図書は、都市再生特別措置法施行規則により、以下のとおり定められています。

届出の対象となる行為	届出書(様式)	添付図書
住宅の開発行為	様式5	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面</li> <li>設計図</li> <li>その他参考となる事項を記載した図書</li> </ul>
住宅の建築等行為	様式6	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内における住宅等の位置を表示する図面</li> <li>建築物の2面以上の立面図及び各階平面図</li> <li>その他参考となる事項を記載した図書</li> </ul>

※行為の計画に変更があった場合は変更の届出(様式7)を提出してください。

### (4) 届出を要しない行為

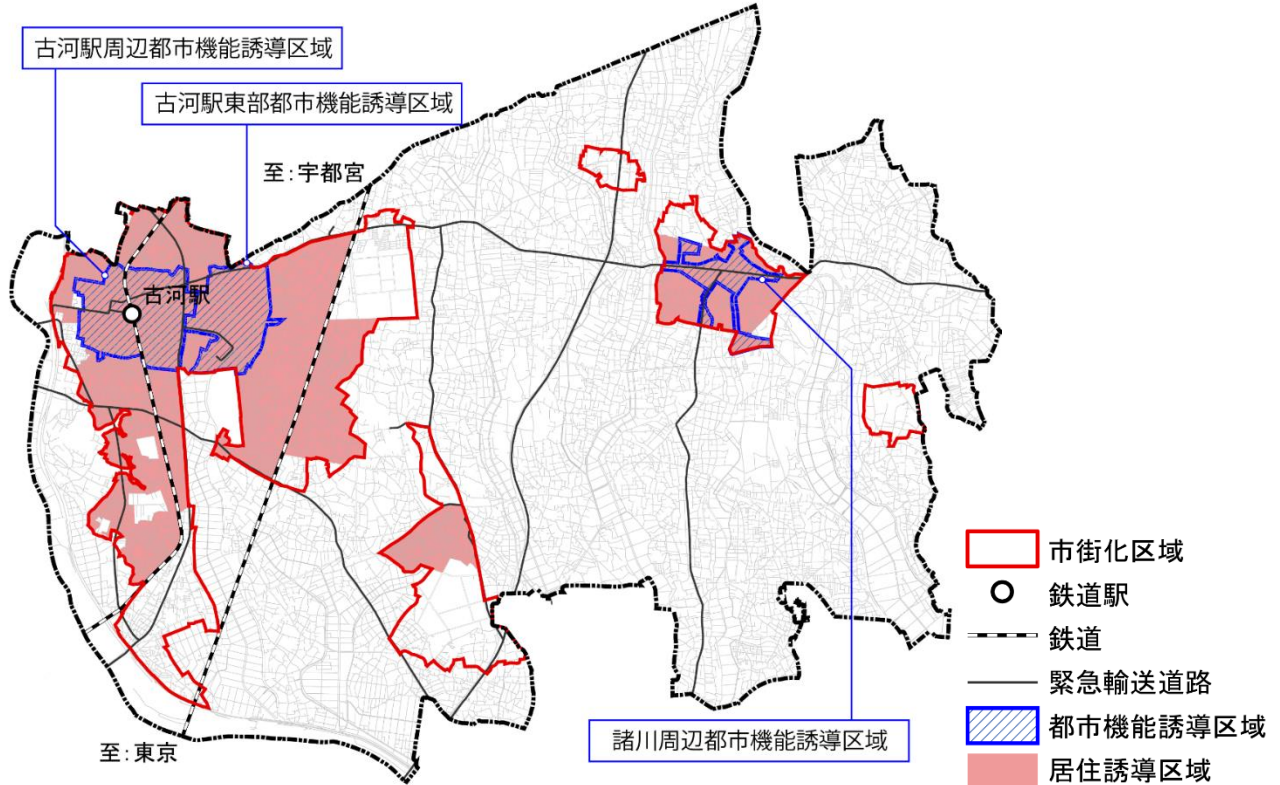
○都市再生特別措置法の規定により、以下の行為については、届出の必要はありません。

- ①住宅等で仮設のもの、または農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為
- ②「①」の住宅等の建築
- ③建築物を改築し、またはその用途を変更して「①」の住宅等とする行為
- ④非常災害のため応急措置として行う行為
- ⑤都市計画事業の施行として行う行為、またはこれに準ずる行為として政令で定める行為

## 5. 都市機能誘導及び居住誘導区域 区域図

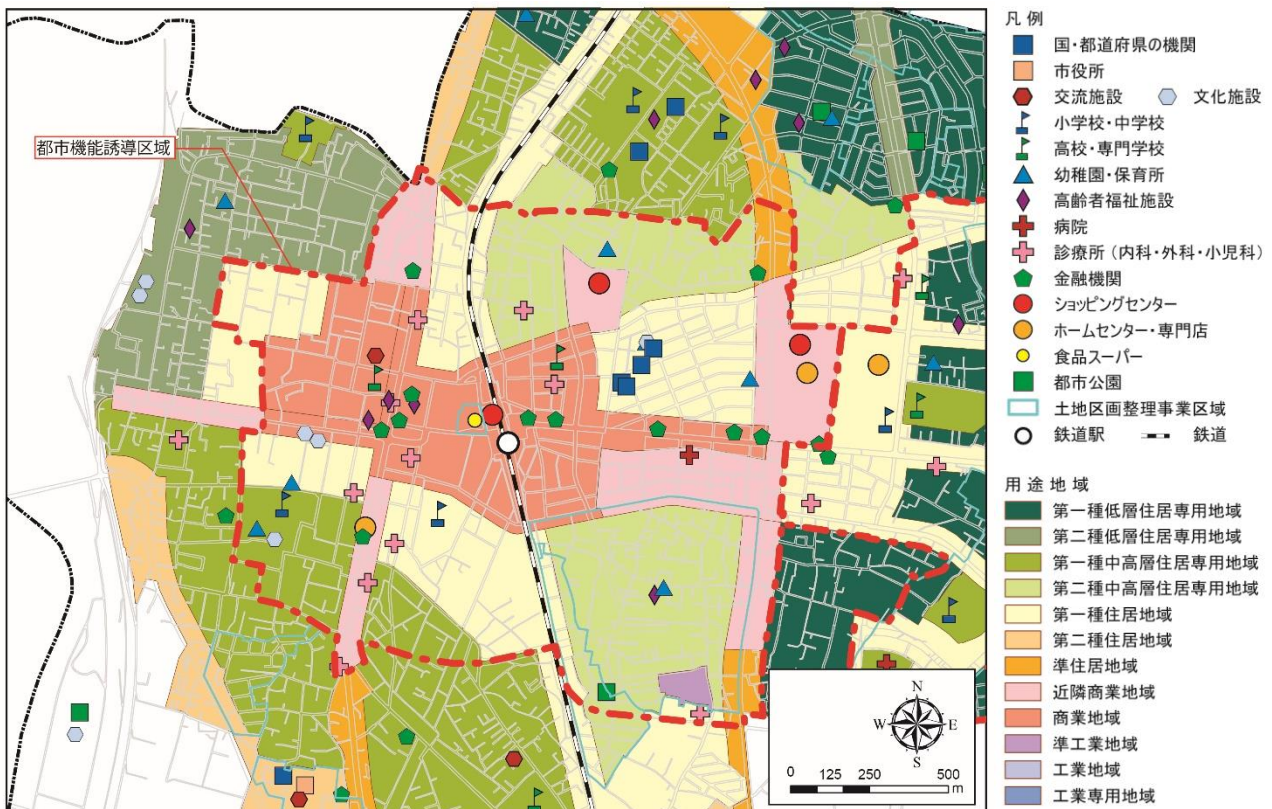
○都市機能誘導区域及び居住誘導区域の区域図は、下図のとおりです。区域の詳細については、都市計画課までお問い合わせください。

### (1) 都市機能誘導区域及び居住誘導区域 区域図

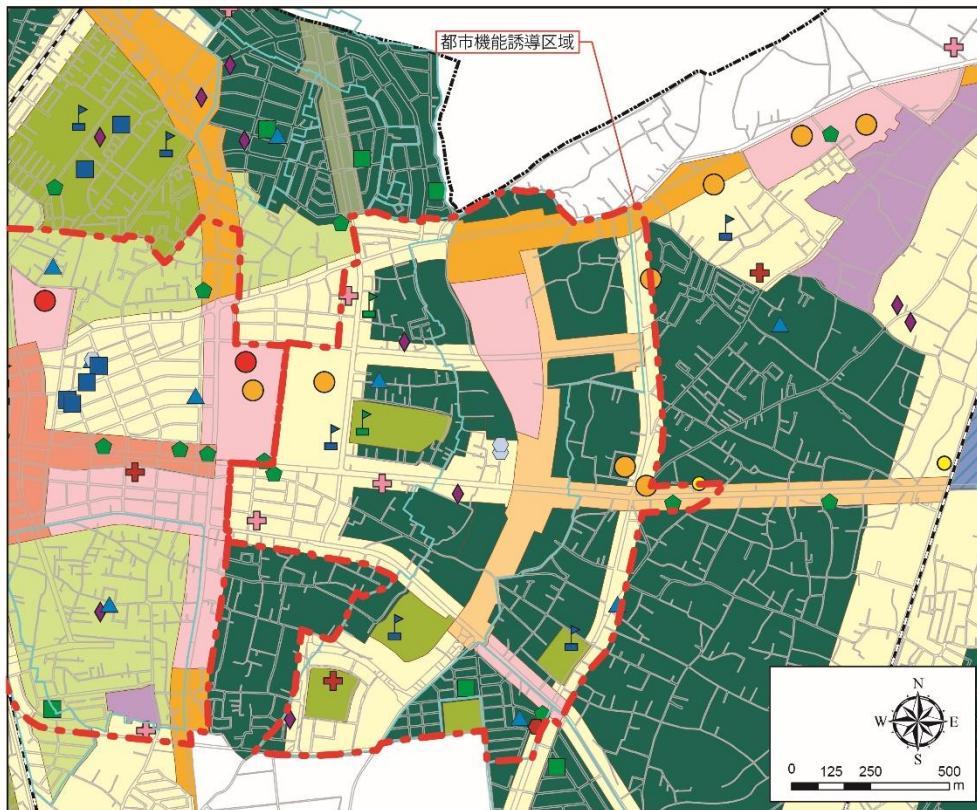


### (2) 都市機能誘導区域 拡大図

#### ■古河駅周辺都市機能誘導区域 拡大図



## ■ 古河駅東部都市機能誘導区域 拡大図



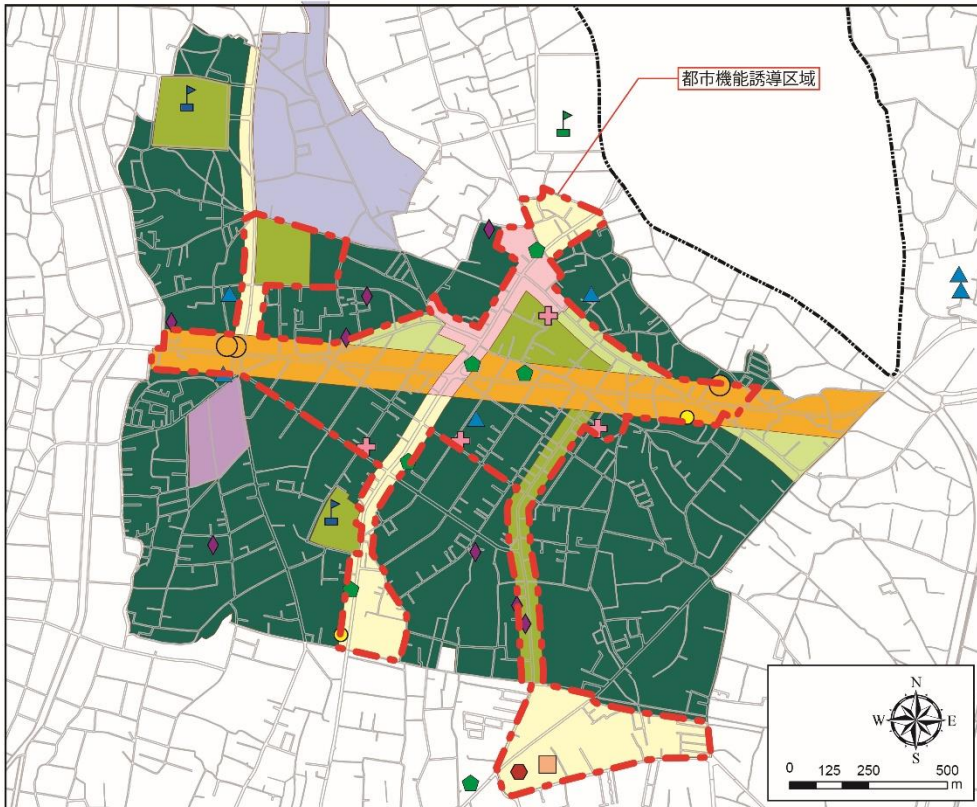
### 凡例

- 国・都道府県の機関
- 市役所
- 交流施設
- 文化施設
- ▲ 小学校・中学校
- ▲ 高校・専門学校
- ▲ 幼稚園・保育所
- ▲ 高齢者福祉施設
- 病院
- 診療所（内科・外科・小児科）
- 金融機関
- ショッピングセンター
- ホームセンター・専門店
- 食品スーパー
- 都市公園
- 土地区画整理事業区域
- 鉄道駅
- 鉄道

### 用途地域

- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

## ■ 諸川周辺都市機能誘導区域 拡大図



### 凡例

- 国・都道府県の機関
- 市役所
- 交流施設
- 文化施設
- ▲ 小学校・中学校
- ▲ 高校・専門学校
- ▲ 幼稚園・保育所
- ▲ 高齢者福祉施設
- 病院
- 診療所（内科・外科・小児科）
- 金融機関
- ショッピングセンター
- ホームセンター・専門店
- 食品スーパー
- 都市公園
- 土地区画整理事業区域
- 鉄道駅
- 鉄道

### 用途地域

- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域



## 6. 届出書様式

様式第1（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第1号関係）

記入例

### 開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届出ます。

平成31年 10月 1日

届出は工事着手の  
30日前まで

(宛先) 古河市長

届出者 住所 古河市 ○○町 △丁目 ×××

氏名 ○○株式会社 印

代表取締役△△ △△

連絡先 ○○○○-○○-○○○○

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称 (地名地番)	古河市 ○○町 △丁目 ×××
	2 開発区域の面積	7,000 平方メートル
	3 建築物の用途	商業施設 (スーパーマーケット)
	4 工事の着手予定年月日	平成31年 11月 1日
	5 工事の完了予定年月日	平成32年 3月 31日
	6 その他必要な事項	

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(添付書類)

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺 1/1,000 程度）
  - ・設計図（設計平面図、計画平面図 縮尺 1/100 以上）
- ※上記の縮尺指定が難しい場合は担当までご相談ください。
- ・委任状（届出手続きを代理人に委任する場合）
  - ・その他参考となるべき事項を記載した図面

誘導施設を有する建築物を新築し、または建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築

  
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為  
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

について、下記により届け出ます。

平成31年 10月 1日

届出は工事着手の  
30日前まで

(宛先) 古河市長

届出者 住所 古河市 ○○町 △丁目 ×××

氏名 ○○株式会社 印

代表取締役△△ △△

連絡先 ○○○○-○○-○○○○

1 建築物を新築しようとする土地、または改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	地名地番：古河市 ●●町 ▲丁目 ×××
2 新築しようとする建築物、または改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	商業施設（スーパーマーケット）
3 改築、または用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	行為の着手予定年月日：平成 31年 11月 1日 行為の完了予定年月日：平成 32年 3月 31日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(添付書類)

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 以上）
  - ・住宅等の2面以上の立面図、各階平面図（いずれも縮尺 1/50 以上）
- ※上記の縮尺指定が難しい場合は担当までご相談ください。
- ・委任状（届出手続きを代理人に委任する場合）
  - ・その他参考となるべき事項を記載した図面〔例：位置図等〕

行為の変更届出書

(宛先) 古河市長

届出は工事着手の  
30日前まで

平成 31年 10月 1日

届出者 住所 古河市 ○○町 △丁目 ×××

氏名 ○○株式会社 印  
代表取締役△△ △△

連絡先 ○○○○-○○-○○○○

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 平成 31年 10月 1日
- 2 変更の内容
  - ・面積の変更 (7,000 m<sup>2</sup>→6,800 m<sup>2</sup>)
  - ・着手予定年月日の変更 (平成 31年 11月 1日→同年 11月 10日)
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 平成 31年 11月 10日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 平成 32年 3月 31日

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(添付書類)

- 《開発行為の場合》
- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺 1/1,000 程度）
  - ・設計図（設計平面図、計画平面図 縮尺 1/100 以上）
- ※上記の縮尺指定が難しい場合は担当までご相談ください。
- ・委任状（届出手続きを代理人に委任する場合）
  - ・その他参考となるべき事項を記載した図書
- 《建築行為の場合》
- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 程度）
  - ・住宅等の2面以上の立面図、各階平面図（いずれも縮尺 1/50 以上）
- ※上記の縮尺指定が難しい場合は担当までご相談ください。
- ・委任状（届出手続きを代理人に委任する場合）
  - ・その他参考となるべき事項を記載した図面〔例：位置図等〕

誘導施設の休廃止届出書

(宛先) 古河市長

届出は行為に着手する  
日の30日前まで

平成 31年 10月 1日

届出者 住所 古河市 ○○町 △丁目 ×××

氏名 ○○株式会社 印

代表取締役△△ △△

連絡先 ○○○○-○○-○○○○

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・**廃止**）について、下記により届け出ます。

記

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名称：□□□センター

用途：商業施設

所在地：古河市●●町▲丁目×××

2 休止（廃止）しようとする年月日

平成31年 11月 1日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

4 休止（廃止）に伴う措置

(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

平成31年3月1日に除却予定

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 4（2）欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

平成31年 10月 1日  
 (宛先) 古河市長

届出は工事着手の  
 30日前まで

届出者 住所 古河市 ○○町 △丁目 ×××

氏名 ○○株式会社 印  
 代表取締役△△ △△

連絡先 ○○○○-○○-○○○○

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称 (地名地番)	古河市 ●●町 ▲丁目 ×××
	2 開発区域の面積	2,000 平方メートル
	3 住宅等の用途	一般住宅
	4 工事の着手予定年月日	平成31年 11月 1日
	5 工事の完了予定年月日	平成32年 3月 31日
	6 その他必要な事項	

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(添付書類)

- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設（道路、公園、広場、下水道等）を表示する図面（位置図等 縮尺 1/1,000 程度）
- ・設計図（縮尺 1/100 以上）

※上記の縮尺指定が難しい場合は担当までご相談ください。

- ・委任状（届出手続きを代理人に委任する場合）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書

住宅等を新築し、または建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

<p>都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; display: inline-block; padding: 2px 10px;">住宅等の新築</p>                  建築物を改築して住宅等とする行為                  建築物の用途を変更して住宅等とする行為             </div> <div style="margin-left: 10px;">                 について、下記により届け出ます。             </div> </div> <p style="margin-top: 20px;">平成31年 10月 1日</p> <div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;">                 届出は工事着手の 30日前まで             </div> <p style="margin-top: 10px;">(宛先) 古河市長</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">                 届出者 住所 古河市 ○○町 △丁目 ×××                   氏名 ○○株式会社 印                  代表取締役△△ △△                  連絡先 ○○○○-○○-○○○○             </div>	
1 住宅等を新築しようとする土地、または改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	地名地番： 古河市 ●●町 ▲丁目 ×××  地目：宅地 面積：1,000 平方メートル
2 新築しようとする住宅等、または改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	共同住宅
3 改築、または用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	行為の着手予定年月日： 平成31年 11月 1日 行為の完了予定年月日： 平成32年 3月 31日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(添付書類)

- ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 程度）
- ・住宅等の2面以上の立面図及び各階平面図（いずれも縮尺 1/50 以上）

※上記の縮尺指定が難しい場合は担当までご相談ください。

- ・委任状（届出手続きを代理人に委任する場合）
- ・その他参考となるべき事項を記載した図書（位置図等）

行為の変更届出書

（宛先）古河市長

届出は工事着手の  
30日前まで

平成 31年 10月 1日

届出者 住所 古河市 ○○町 △丁目 ×××

氏名 ○○株式会社 印  
代表取締役△△ △△

連絡先 ○○○○-○○-○○○○

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 平成 31年 10月 1日
- 2 変更の内容
  - ・住宅用区画数の変更（25区画→30区画）
  - ・着手予定年月日の変更（平成31年11月1日→同年11月10日）
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 平成 31年 11月 10日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 平成 32年 3月 31日

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

（添付書類）

- 《開発行為の場合》 ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（位置図等 縮尺 1/1,000 程度）
- ・設計図（設計平面図、計画平面図 縮尺 1/100 程度）
- ※上記の縮尺指定が難しい場合は担当までご相談ください。
- ・委任状（届出手続きを代理人に委任する場合）
  - ・その他参考となるべき事項を記載した図書
- 《建築行為の場合》 ・敷地内における住宅等の位置を表示する図面（配置図 縮尺 1/100 以上）
- ・住宅等の二面以上の立面図、各階平面図（いずれも縮尺 1/50 以上）
- ※上記の縮尺指定が難しい場合は担当までご相談ください。
- ・委任状（届出手続きを代理人に委任する場合）
  - ・その他参考となるべき事項を記載した図書〔例：位置図等〕

**【お問い合わせ先・窓口】**

**古河市 都市建設部 都市計画課**

〒306-0198 古河市仁連 2065

電話番号：0280-76-1511（代表）

メールアドレス：[toshikeikaku@city.ibaraki-koga.lg.jp](mailto:toshikeikaku@city.ibaraki-koga.lg.jp)

URL：<http://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/>